

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定への対応（行動計画）について

当社は、次世代を担う子の出生・養育の環境整備について社会を挙げて取り組んでいくことを目的に制定された『次世代育成支援対策推進法』の趣旨に賛同し、様々な制度の充実、周知・啓蒙活動に取り組んできた。

この度、これまでの計画期間が終了したことを機に、下記の内容に計画を更新する。

記

1. 計画期間

2021年4月1日～2024年3月31日の3年

2. 目標

- (1) 平均時間外労働時間を減少させる (月平均 15時間以内)
- (2) 育児参画するための休暇取得等の促進 (特別休暇・積立有給休暇取得対象者全員)
- (3) 多様な働き方の導入・整備 (在宅勤務制度の導入)

3. 対策の内容と実施時期

- (1) 配偶者の出産時における特別休暇 (会社設立時より)
3日
- (2) 育児休業期間 (2016年12月改訂)
最大2年間
- (3) 育児短時間勤務 (2017年10月拡充)
1日最大2時間の短時間勤務
小学校4年生の始期に達するまで取得可
- (4) 積立有給休暇
最大積立日数60日 義務教育期間中の育児のための取得可
半日取得(最大40回)可能 (2021年4月より改訂)
- (5) 勤務間インターバル制度
10時間の休息時間の確保 (2020年4月より改訂)
- (6) 在宅勤務制度
在宅勤務制度の規程化および環境整備 (2021年4月制定)

以上